

業務再点検の結果について

昨年11月に行われた「農林水産省の業務の総点検の結果」について、農林水産省改革チームから「農林水産省の大部分の部署が、国民視点という観点からは、様々な問題を抱えている」との指摘を受けました。この指摘を重く受け止め、改めて全職員の参画の下、各々の業務が、「国民視点に立って業務を行っているか」等の観点から、昨年11月のアンケート表を用いて再点検を実施しましたので、その結果を公表します。

※業務再点検の結果について

本点検結果様式中の「対応」の欄は、設問に対する回答を「はい」は「○」、「いいえ」は「×」で標記したものであり、対応の十分さを示すものではありません。なお、最後の設問「食の安全に関する業務とされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか」については、可能性のある業務がある場合の回答は「○」、ない場合の回答は「×」となっておりますので、ご注意ください。

業務再点検結果報告

部署名	関東森林管理局
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	一般の方からの意見を伺う国有林モニターの公募、NPOや地域住民と協働で森林再生に取り組む「赤谷プロジェクト」などに取組み、国民各層から見て国有林の適切な管理経営がなされるよう努めている。 また、事業者の立場に立ち、局署での入札案件を分かりやすく把握できるように、局ホームページに管内入札情報一覧も掲載しているところである。	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	緊急のものなど、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。また、局ホームページに、「お問い合わせ」メールボックスや談話情報窓口を設置しており、案件の内容によって担当課に割り振り、回答を行うようにしている。	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—		
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	局署で行われている各種説明会としては、①一般の者に国有林野事業を理解して頂くとともに意見交換等を行う国有林モニターや各種森林環境教育の取組、②地域住民やNPO、学識経験者等と協働で森林再生に取り組む「赤谷プロジェクト」や「富士山国有林森林づくり連絡協議会」などの取組、③国有林所在市町村長との意見交換を行う「国有林野等所在市町村長有志協議会」などの取組が行われているところ。 これら局署での説明会等については、その内容や参加対象者の現状を再確認したところ、一般の者が参加する機会は現状においても、有る程度確保されていたが、関係機関との連携を強化すべきもの、より多くの参加者を得るよう工夫すべきもの等があった。 このことから、①については地域広報やホームページ等を活用した周知、教育委員会やNPO、森林インストラクターとの連携強化等の改善を通じて、より多くの参加者を募り、幅広い意見を反映できるようにしていくこととし、②についてはこれまでの枠組みによる取り組みを推進していくこととし、③については今年度実施していない等もあることから積極的な開催を図ることとする。	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—		
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、森林の整備・保全による公益的機能の発揮とともに、木材の安定供給等による木材需要への対応と地域振興に寄与しているところである。事業の発注に当たっては、一般競争入札の全面導入により参加資格を有する者であれば入札可能となっており、特定の団体や事業者と深く関係するような予算執行はなされていない。 また、森林の公益的機能発揮を重視した管理経営を進めており、オオタカに配慮した施業のモデル森林の設定や、緑の回廊の取組など木材生産と生物多様性保全の両立に取り組んでいる。	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○			
項目		対応	点検結果の概要		
食の安全業務についての点検	業務の見直し	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	部署内に、食の安全に関連する事項はなかった。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
			見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
			部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
			部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
			その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
			フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
			その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
			他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×	部署内に、食の安全に関連する事項はなかった。		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	福島森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の森林整備等の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	* 施業実施計画等の樹立に際し、パブコメ等を実施し、広く国民の意見を聴取。 * 国有林野所在市町村有志協議会を実施し、地元要望を聴取。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	* 重要な緊急情報を迅速かつ性格に局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されているところ。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	* 施業実施計画等の樹立に際し、パブコメ等を実施し、広く国民の意見を聴取。 * 福島県等と連絡調整会議を実施するとともに関係業界との意見交換を実施。 * 国有林野所在市町村有志協議会を実施し、地元要望を聴取。 * さらに21年度においては、より広く国民に知らしめるために、業務方針・計画等について、県政記者クラブにおいて県内4署2支署合同で記者レクを予定。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	* 林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、地域の産業振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えているところ。かつてに置いては木材の生産と自然保護の利害対立があったが、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進めており大きな問題は生じていないところ。 * 今後においては天然林施業に対する説明責任を果す観点から現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組むところ。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 * 林地残材等未利用資源の有効利用。	* 林地残材等未利用資源について、製紙原料やバイオマスエネルギーへの活用について実現可能性について、県、関係者と共同して検証しているところ。21年度において試験的に製紙原料の供給について実施予定。

業務再点検結果報告

部署名	福島森林管理署 白河支署
部署の業務内容	国有財産の管理及び処分、森林の育成、林産物の供給など

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	部外者への対応に当たっては、わかりやすい言葉と丁寧な対応に心がけているところである。また、支署の取組状況などはホームページに掲載するなどし情報の提供を行っているところである。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	外部からの苦情・要請等があった場合には、上司へ内容等を報告するようルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当署においては、毎年1回、管内の国有林野が所在する市町村長と意見交換の場等として「国有林野等所在市町村有志協議会」を開催している。この際の意見・要望等についてその場で対応できない事項については、検討し後日説明などを行っているところである。また、小学生を対象に実施している森林教室については、子供達が森林でどのようなことをやってみたいか等のアンケートを実施し、その結果に基づき森林教室の内容などを検討し実施しているところである
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	造林、生産、治山及び土木工事等の事業実施については、登録及び等級など一定の条件はあるものの、一般競争入札により実施しているところである。また、希少猛禽類の保護の観点から事業実行時期を調整しているところである。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	会津森林管理署
部署の業務内容	国有林野等の管理経営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	来署者に対しては、丁寧・誠実・親切に対応するよう全職員が心がけている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等に対応方法についてのルール化されたものはないが、それらに対応する場合は、管理職をはじめとする関係職員で検討のうえ対応している
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	自然保護団体、野鳥の会等に対して事業計画の概要を説明して、自然保護等に関する意見を聴く取組を進めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	会津森林管理署南会津支署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学校等を対象とした森林教室等を実施しており、今後も学校等の要望等に幅広く対応していきたい。 ・大規模な地すべりについての地元からの調査要望があり、専門家を交えた調査を実施し、地元住民を対象に調査結果の説明会を実施しており、他地域においても要望があれば対応していきたい。 ・重要な緊急情報は、「緊急情報連絡体制図」により迅速かつ正確に、伝達・対応することでルール化されている。 ・特に緊急を要しない問合せ等に対しては、相手が十分理解していただけるよう懇切丁寧な対応に職員一同心がけている。 ・地域管理経営計画の公告縦覧では、局ホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、その内容が一般にとつきやすい内容とはなっていない。 ・地元への事業説明会等は、国民の意見を聞くよい機会であり、今後とも要望があれば対応していく。 ・当支署においては、過去のような広葉樹天然林からの木材生産は行っておらず、自然保護との利害対立は大きな問題となっていない。他方、温暖化対策の事業として、森林整備事業を相当の規模で実施しており、地元の事業者が中心となって実施することにより、地域住民の雇用の確保等、地域産業の振興にも寄与している。しかしながら、その実情は一般住民には知られていない現状であり、地域の森林を良好に維持・管理し、公益的機能をより高度に発揮させることを目的とした森林整備について、各種機会を捉えてその意義・役割を広くPRしていくこととしたい。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

別紙2 公表様式

部署名	関東森林管理局 磐城森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施 等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「遊々の森」協定制度等を通じた自然教育活動への協力、事業図の一般頒布等の情報・サービスの提供を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組を進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 ホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、その内容が一般にとっつきやすい内容とはなっていない。このため、今後は概要版を作成するなどの工夫を図っていく。 国有林モニターの応募は現状ではまだまだ限られており、応募者が広がるよう市町村の広報紙を活用するなどの工夫を行っていく。 いわき海岸自然休養林等、地域の憩いの場として親しまれている箇所については、市町村や地域の団体と連携し、適切な維持管理に努めていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。特に、森林資源のバイオマス利用についての国民要請の高まりに対応して、従来林地残材となっていた森林資源について、積極的な利用を図るための取り組みを推進する。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○			

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	—
	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	棚倉森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理運営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	出暑日を通じて職員に対し、来客者等に対しては親切・丁寧な対応を行うよう指導している。
		国民各層からこれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情ではないが、職員の席の配置が来客者に対して正対していないため、対応に時間がかかることがあり、その解決策として席の配置を見直したい。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	署としては、林野庁の情報交換の場として、町村からなる有志協議会を開催しており、その場で双方の情報や意見交換を行い、要望事項等については後日関係者等で対応している。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からこれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	—
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	—
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		
—		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		—	—	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	茨城森林管理署
部署の業務内容	

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	来署者への元気の良い挨拶の実践等に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	Eメールでの問合せに対する回答の要否の判断基準が明確化されていない。 (部局等によって対応が異なるのは問題と考える。)
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林野所在市町村長等有志協議会等を開催。 ルール化すべきか否かを含めて判断すべきでは。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	発注等は、基本的に入札により実施しており、公平性を確保している。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—		
	項目		対応	点検結果の概要
	食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
BSE発生後業務の見直しを行ったか。			—	
業務の見直し		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	日光森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、森林整備、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	親切・丁寧な対応、挨拶の励行を更に徹底するように進めている。自治体に国有林の取り組みを説明する際に、各自治体における取り組み事例の写真等を添付し、理解されやすいように心がけている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。国有林に対する意見等は、担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。国有林の取り組みについて更に理解が得られるように、自治体の広報誌等への情報発信を進めることとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地元自治体、ボランティア団体、野鳥の会等と連携した体験林業・自然観察会等を実施するとともに、地方公共団体等との協議会、連絡調整会議等の場を活用して国有林の取り組みについての情報提供・意見交換を行っている。地域で関心が高い、獣害対策や間伐の推進について、国有林として率先して取り組むために、低コストで効果的な獣害防止手法の検討、簡素で崩れにくい搬出路整備の検討会開催に向けて取り組んでいる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林における、森林整備、木材の供給、治山事業の実施といった活動は、地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。自然保護との関係についても、利害対立を防ぐため、野鳥の会等と必要に応じて調整を図りながら事業実施に取り組んでいる。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	クマの被害防除対策に、低コストで有効な手法があれば情報提供願いたい。	来年度以降低コストで効果的なクマの被害防除対策を検討していくこととしており、状況について自治体に情報提供していく考え。

業務再点検結果報告

部署名	関東森林管理局 塩那森林管理署
部署の業務内容	栃木県北国有林の管理経営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・挨拶の励行、身だしなみ、丁寧な電話応対を出署日で周知 ・現時点で目に見えるかたちで確認が取れていない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	・国民目線の業務処理や発注者綱紀保持マニュアルで対応。 ・分収育林制度の元本割れ苦情は地方局対応となっているが会員から出先機関へ持ち込まれた場合、国の制度がらみは現場判断はできないため誠実に聞き置き、上局へ報告。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・地域の会議等で紹介しているが不十分。 ・有識者や地方自治体からの意見具申はルール化しているが、地域単位で住民、自然保護団体等を含む広く国民各層とはなっていない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・公益機能発揮に資する適切な森林の整備・管理と上澄みの木材資源を効率的・安定的に供給することが両立させるべき
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—	
影響可能性の確認	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		

業務再点検結果報告

部署名	群馬森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施 等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	既に実行されている
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	公益者保護規定により対応可
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・市町村有志協議会を開催し、今年度より市町村別事業量を説明するなど、各市町村等に分かりやすく興味のわく方法で説明を行い、市町村からの意見の徴集を行っている。 ・増田山国有林外に「オオタカモデル森林」を設定し、モデル的な施策を行うとともに、有識者からなる委員会によるモニタリング等を実施。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・企業、大学、鳥類保護連盟、NPO等と「赤城100年の森づくり協議会」を設立し、森林整備や調査・研究を実施 ・国有林においては、業の振興すなわち消費者の利益(地元住民)につながるが、造林・生産における入札において地元山村を優先しない方法がとられており、国有林は益々地元住民(消費者)から乖離しつつある。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—			

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	利根沼田森林管理署
部署の業務内容	

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	×	局ホームページや署ホームページを活用しての情報の提供と地元環境保護団体等々との交流の促進と意見交換の場の設定に取り組んでいく
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	局の指導に従い実施していく
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	国有林野事業の目的・役割について森林計画ダイジェスト版の作成・配布も有効と考える。さらに、特に興味を持っている環境保護団体等には個別に丁寧な説明と意見交換の場を設ける。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	造林事業・製品事業・治山事業等国有林野事業は、公益的機能の高度発揮、木材の安定供給から地域振興まで幅広い役割を担っていることを、HP、レク森の看板、イベントの実施等を通じて、地域住民への理解を深める取組を推進する。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	関東森林管理局 吾妻森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・森林整備や工事にかかる請負事業者や地元住民への対応、国有林のフィールドを活用した一般市民や子供たちの受け入れに当たっては、職員全員が親切的な対応、常に要望を聴くよう心がけている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	・国有林の管理や工事等に伴う要望・苦情については、関係者と連携して誠意をもって対応している。 ・重要な案件については、上司との連絡・支援体制が準備されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	・町村長との意見交換会、各種会議等を通じた国有林の取り組みのPR、要望の聴取を行っているが、一般住民を対象とした積極的な施策の説明会などの取組は行っていない。 ・森林・林業は水源や環境など重要な役割を有しているものの、直接生活や経済に結びついていないため、住民の関心は低い。 ・管内の優れた自然や森林とのふれあいを求めて訪れる人々を対象にした国有林のPR、地域住民を対象にした現地見学会など、国有林に関心を持ってもらえるような取り組みを検討していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	産業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・国有林で行っている森林整備や丸太生産、治山事業などは地域の産業に直接結びついており、安定的な事業量の確保に努めたい。 ・森林伐採や各種工事に当たっては、引き続き自然保護や水源保全との調整を抜かりなく行う。 ・事業への地域住民の理解を深めていただくため、作業実施箇所には、事業目的等を説明した看板の設置に取り組む。
		産業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	・地域住民の飲料水や農業用水の水源林を管理している。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	・伐採や工事を行う際は、国有林内だけでなく、下流の取水口も確認し、必要に応じ住民へ説明している。	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東京神奈川森林管理署
部署の業務内容	国有林の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・部外者等との説明・対応に当たっては、専門的な用語は極力避け、わかりやすい言葉で懇切・丁寧な説明・対応に努める。 ・稀少猛禽類の保護のため、自然保護団体に対し定期的な情報交換等の場を設け、来年度の事業実施等について説明等を行った。 ・地方自治体からの森林整備等の要請に応えるため、事業の内容等について検討会を開催している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な緊急情報を迅速勝正確に、局等に伝達・対応する方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域管理経営計画については署段階では特になし。 ・ボランティア団体の研修会等に出席し、国有林の事業等について説明等を行い、意見交換等を行っている。 ・県と情報・意見交換の場を設けている。 ・自然保護団体に対して事業等について必要な説明を適宜行う。 ・自然保護団体から対応の不備の指摘を受け、定期的な情報交換・打合せの場を設定し、理解を得られた。 ・「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、地元市町村に対して間伐の推進について要請、意見交換を行った。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護団体に対してはこれまでの経過を踏まえ、事業の実施に当たって必要な説明を行い事業を実施する考え。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—		
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	中越森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施 等

項目		対応	点検結果の概要		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	署内外の者に対する挨拶の励行等すぐにはできるものから取組を開始している。なお、一例であるが、従来から学校林における森林教室への職員派遣等森林環境教育に取り組んでいるが、小学生からは御礼の手紙が届くなど評価を受けている。	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		苦情、要望等の対応についてはその都度適切に対応している。重要かつ緊急な情報については迅速かつ正確に局幹部に伝達・対応しており、その方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×		
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		署の取組について地元市町村の広報誌への掲載を依頼し、幅広い情報発信に努めている。地すべり防止事業等については地元住民等に事業を説明しているが、更にわかりやすい資料等を用いた説明に努めるとともに、これら事業以外の署全体の事業についても説明していく。事業説明会の開催やその結果を適切に事業に反映する方法のルール化について検討していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—		
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×		
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×		公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進めており、業の振興と消費者(国民)の利益が一致しない事例はこれまでのところない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		
項目		対応	点検結果の概要		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×		
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。		—
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—			
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—			
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—			
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—			
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—			
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—			
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—			
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—				
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	林野庁 関東森林管理局 下越森林管理署
部署の業務内容	国有林野の維持・管理・運営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	全般的には適切な対応に努めていると考えているが、一部には対応が悪いとの批判を受けたことの事例もある。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情・要請等があった場合には直ちに現地立ち会いを行ったり、その原因について詳しく事情を聴取するなどを行っており、結論は別として、速やかに対応していると考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国が取り組んでいる例は、市町村有志協議会や活性化協議会、また、各種の会議でも考え方を述べているところであり、これまでの取り組みや施策効果を特別取り上げて批判されたことはない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	森林・林業の振興は、地域にとっては水資源の確保等の機能維持に役立っており、生産された木材は建築用材等の供給となり貢献しているものと考えている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	平成22年度からの次期森林計画の策定時には、ダイエース版等を作成し、計画期間5年間の中でどのような事業を行っていくのかPRすることとした。

業務再点検結果報告

部署名	下越森林管理署 村上支署
部署の業務内容	国有林の管理経営、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元小学校の卒業記念植樹及びスポーツ少年団等へのフィールド提供や森林環境教育を実施している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	緊急情報を迅速かつ正確に局幹部に伝達する方法はルール化されている。反農薬グループからの質問等に対しても局担当課との情報連絡を密にし、支署が対応した。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	森林生態系保護地域の取り扱いについても毎年巡視員会議を開催し、そこでの意見をもとに業務運営をすすめている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	林産物の持続的かつ計画的な供給に努めており、地域産業の振興に寄与している。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
	項目		対応	点検結果の概要
	食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
業務の見直し			BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。		—		
部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。		—		
部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。		—		
その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		—		
フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		—		
その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		—		
他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。		—		
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。		—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	上越森林管理事務所
部署の業務内容	国有林の管理経営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地域のイベントや森林環境教育活動への参加・協力、ホームページ等を通じ国有林に関する情報提供を行うとともに、地域管理経営経営計画の策定時の公告縦覧、地元関係者やボランティア等との意見交換等を通じ、国民の意見の把握に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局に伝達・対応する方法は、ルール化されている。ホームページを通じて国有林に対する意見等を頂くように取り組んでいるが、ほとんど意見が寄せられていないことから、多くの意見が寄せられるよう、ホームページの掲載内容の充実等に取り組むこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、局ホームページに掲載し多くの意見を頂くように取り組んでいるが、内容が専門的で分かりにくい。今後は概要版を作成するなどの工夫を図っていく。また、地元自治体や地元関係者、ボランティア等へ政策説明を行う際には、国有林の取り組みに対する理解が深まるよう工夫を行っていく。 笹ヶ峰自然休養林は地域の憩いの場として親しまれているが、より多くの国民に快適に利用していただくよう、地域関係者とともに今後のリフレッシュ対策を検討していく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署の五万戸国有林においては、地域ブランドとしている「越後杉」の製品生産・販売を行い、地域林産物の供給、地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。 また当署では、国有林内治山事業及び民有林直轄地すべり防止事業を行っているが、国土保全、災害の未然防止等に対する説明責任を果たしていく観点から、治山事業のPR、地元説明会を開催するなど地元住民と調整を図り、事業の円滑な実施に取り組んでいく。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	業務の見直し	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	
妙高杉ノ原スキー場上部で発生した雪崩に対する安全対策をお願いしたい。	スキー場、妙高市及び上越森林管理署の3者で、安全対策について検討を行った。
民有林直轄地すべり防止事業による災害の未然防止及び恒久的な防止工事をお願いしたい。	上越市安塚区、牧区及び十日町市松之山において民有林直轄地すべり防止事業を行っており、引き続き事業を計画的に実施できるよう、地元住民と調整を図り、事業の円滑な推進に取り組む。
国有保安林内における土石流災害等の防止を図るため、治山事業の推進をお願いしたい。	糸魚川市の焼山、妙高市の妙高山周辺の国有林において、引き続き事業を計画的に実施できるよう、地元住民と調整を図り、事業の円滑な推進に取り組む。

業務再点検結果報告

部署名	静岡森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施、森林ボランティア活動との連携、等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	一事業体でもある当署としては、地元自治体等が主催する会議やイベント等へ積極的に参加している他、地元事業体及び住民等からの要望等に応えるよう親切、丁寧な対応に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	マスコミ対応や一般市民からの苦情、議員からの問い合わせ等、重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 また、ホームページや電話等を通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	平成8年の台風被害で大きなダメージを受けた富士山国有林における復旧活動は、多くのボランティア団体の参加を得て実施しており、その活動は、新聞等で頻繁に報道されている。また、復旧活動開始後10年の歩みをとりとまとめた冊子を作成し、関係機関、団体等に配布し、理解に努めている。 ・富士山自然休養林は地域のみならず国民の憩いの場として親しまれているが、①案内標識に老朽化や不適切なものなどがあること、②歩道整備がなされていない箇所があること、など一部に課題が見受けられることから、レク森協議会等を通じて、地域の関係機関とともに是正していく考えである。 ・国有林見学会を毎年開催し、一般市民に対して国有林野事業の役割とその重要性についてPRしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	当署においては、地元の要請に応えるため、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしている。特に、ヒノキ生産を主体として国有林からの出材への期待が高い。また、森づくりや貴重な資源の有効利用の観点からヘリコプターによる集材なども行っているが、木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はない。しかしながら、資源の状況把握や将来計画など説明責任を果たす考えである。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	富士山国有林のシカ被害対策に、国有林も積極的な対応をお願いしたい。	国有林だけが鳥獣保護区に指定されていることが大きな課題だと認識しているが、関係自治体等で形成する「鳥獣外防止対策連絡会」に参画しており、その中で防護柵の設置などできることを行っていく考えである。

業務再点検結果報告

部署名	天竜森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国有林現地見学会、業務計画の説明会やイベント等を通じて国民からの意見等を聞く取組を進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	「外部対応の手引き」があり、それに基づき対応しているが、内部告発を受けた場合の対応など充実させなければならない事項はある。また、国有林に対する意見等があった場合には事案内容より担当者を決め対応しており問題はないと考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	業務説明会の取組はしているが国民に対して十分なものではないので、署ホームページに掲載するなどの取組をしていく。また、計画などの公告縦覧にしても、国民の視点にたっていないとは言えないので新たに概要版を作成してホームページに掲載するなど、分かりやすく、双方向できる工夫をしていく。更には、国有林内の看板にしても国民が見て解りやすい工夫もしていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林の造林・治山等事業については公益的機能の維持増進を図るための事業であり事業の公益性については理解されていると考えている。また、林産物については安定供給に努め、地域の木材産業の振興に寄与、消費者に対しては地域と共にイベントを通じた天竜材の利用促進の取組を進めている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
	業務の見直し	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
影響可能性の確認	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
森林管理署へお寄せいただいたご意見の業務への反映	地域にとっては山やその景色が観光資源、その資源を活用して地域の活性化を図りたい、国有林への入林緩和措置をお願いしたい。		国有林への入林を緩和した場合どのような課題等があるのかなど地元自治体と検討会を設置、検討している。

業務再点検結果報告

部署名	伊豆森林管理署
部署の業務内容	国有林の管理経営、森林整備、治山事業の実施等

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	各種団体等と協働した環境保護の推進や森林教室等の自然教育活動への協力を行っており、取組状況等については署のホームページにより引き続き情報発信することとしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	重要な緊急情報等について、迅速かつ正確に、上司に伝達・対応する方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域森林計画等の公告縦覧は、署の縦覧場所において行っているが、今後は概要版作成による分かりやすいものとする工夫や引き続き局ホームページへの掲載。 昭和の森・天城山自然休養林は、多くの人が利用し、自然に親しんでいる。県・地元関係市町・当署等により昭和の森・天城山自然休養林管理運営協議会が設置され、当協議会において施設整備や美化清掃等を実施している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	伊豆地域はワサビ栽培が盛んであり、国有林内においても国有林を活用したワサビ田としての貸付箇所が多く、地域振興に寄与しているところである。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生を未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

業務再点検結果報告

部署名	関東森林管理局 埼玉森林管理事務所
部署の業務内容	国有林の管理経営、森林整備、治山事業の実施など

項目		対応		
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	小中学校への森林環境教育活動への協力、イベント活動での国有林での情報提供・体験コーナーを実施するなど、地域との連携した取り組みの機会を通じて広く国民の意見を聴きながら取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	国民からの苦情、要請、情報提供は迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。ホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取組みを進めている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、所での閲覧やホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、その内容が一般に林業専門用語が多く、親しみ易い内容とはなっていない。このため内容がわかりやすく改善できるように取り組みを進める。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。管内の9割を有する天然林の管理経営についてはこれまでの経緯を踏まえ、現地の状況を的確に把握しながら今後も国民視線にたって取組みを進める。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	-	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	千葉森林管理事務所
部署の業務内容	国有林の管理経営

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	各種環境教育や地域イベントへの参加を通じて、一般の方からの意見聞き取りを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局幹部や林野庁に伝達・対応する方法はルール化されている。 ホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに担当課に依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、その内容が一般にとつきやすい内容とはなっていない。このため、今後は概要版を作成するなどの工夫を図っていく。 新たに間伐展示林を設置するとともに、歩道の整備、看板設置等を行い国有林のPRに繋げる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—		
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		

業務再点検結果報告

部署名	山梨森林管理事務所
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	学校林活動を通じた森林環境教育の推進や地域発案等を活用した自然休養林利用者への普及活動を行うとともに、各種団体等のイベントの機会を通じて幅広く国有林のPRに努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、所の管理者を通して局に伝達・対応する方法はルール化されている。 国有林に対する意見等は、案件ごとに担当で回答しており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	山梨県等、各種関係機関等会議に参加する機会があるが、当所における具体的な施策説明は必ずしも十分とは言えない。また、地元住民に対する施策説明もさらに積極的に行う必要がある。このため、今後は各種会議において施策説明を積極的に行うとともに、毎年開催する甲府自然休養林管理運営協議会を活用し、区長等地元住民への説明をさらに積極的に進めていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林では公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進めており、その一環として、林産物の持続的かつ計画的な供給を行うことは、地域産業の振興に寄与し、消費者の需要に応えることにもつながっている。国有林の施策を国民に分かりやすく理解してもらうために、幅広く普及啓発活動に取り組んでいく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—		
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—		
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—		
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—		
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—		
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。	—		
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	甲府自然休養林内におけるアカマツのマツクイムシ被害防止と被害木処理の要請。	/	甲府自然休養林内のアカマツ被害木処理と併せて、歩道・案内板整備を計画的に実施。
		/	
		/	

部署名	森林技術センター
部署の業務内容	

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—			
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	

部署名	大井川治山センター
部署の業務内容	民有林直轄治山事業の実施

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	大井川地区民有林直轄治山事業連絡協議会において事業実施に伴う関係者から意見を聴いている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	重要な緊急情報は局幹部へ伝達する方法はルール化されている。 ホームページを通じて寄せられる意見等は担当者を通じて回答することとしており、特段の問題はないと考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	大井川地区民有林直轄治山事業連絡協議会において事業実施に伴う関係者から意見を聴いているが、21年度は事業実施箇所(現場)へ案内し意見を聴くことも検討している。 一般の方の目に触れることの多い事業箇所については、治山事業の説明看板や完成予想図等の設置を行う予定である。 地元の小中学生を対象とした治山教室を開催し森林の役割や治山事業についての理解を深めてもらう取組みを実施する予定である。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	当センターは治山事業の実行を行うことを目的としているので、特定の分野、団体と関係するところであるが、治山事業の目的とするところは国民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ることを目的としていることから、広く流域住民の理解を得られることに従前より努めており、事業に対する批判等は無い。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
		業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。		—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。		—	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。		—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。		—	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		—	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。		—	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしと思う点があるか。		—	
	おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—		
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	